

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後２時００分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に山岸進農業委員、藤倉利則農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に藤田農業委員会事務局長、書記に小宮山農業委員会事務局次長、関根副主幹、松居主任を任命した。

4 議 事

議案第５号

農地法第５条の許可申請について

議 長 議案第５号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号１、地区は平方地区で権利は使用貸借権、所在は大字平方領々家、地目は登記、現況ともに畑の１筆である。形態は転用で用途は住宅敷地、施設は木造二階建となっている。開発を伴うため、開発許可申請が出されている。また、農振農用地であるが、令和５年３

月 16 日付け上尾市告示第 88 号で農振除外となっている。除外後の農地区分は第 1 種農地であり、住宅のため不許可の例外となっている。

申請番号 2、地区は原市地区で権利は賃借権、所在は大字原市、地目は登記、現況ともに畑の 2 筆である。形態は転用で用途は駐車場、施設としては砂利敷きの駐車場で、開発を伴わないので開発許可は不要である。農地区分は原市支所から 300m 以内の第 3 種農地となっている。

議 長
(報 告)

担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。

申請番号 1 について、平方地区の松本推進委員が報告した。5 月 21 日（日）、地区担当の 4 名の委員で現地調査を行った。写真にもあるが、現地はトラクターでうなっており、大変きれいな状態である。分家住宅の申請であるが、幅の広い道路に面している。周囲の農地への影響も特に問題ないと考えられる。土地の選定理由書を朗読した。

申請番号 2 について、原市・上尾地区担当の黒須信明推進委員が報告した。5 月 22 日（月）地区担当の 3 名の委員で現地調査を行った。耕うんされていて雑草もなく、良く管理されており、土も柔らかい。境界杭も設置されていることを確認した。土地の選定理由書を朗読した。

議 長
新木農業委員

本件について意見を求めた。

申請番号 2 について説明があったが、この申請と同じ貸主で、2 月に借受者は異なるが資材置場と駐車場の申請で許可になったと思うが、今回はその南側での申請だと思うが、選定理由書で説明されたが、事業内容は駐車場ということで、2 トン車 5 台と 4 トン車 5 台の 10 台という説明があったが、会社が所有するトラックの台数は何台なのか。また、業務の一環の中に舞台装置の配送・保管とあるが、保管業務は通常どこで行っているのか。

事 務 局

保有する車両については車検証の提出を受けており、ここに提示したものが全てであるという報告を受けている。保管業務に関しては、本社の 1 階が保管スペースになっており、そちらに置いているのと、スペースに空きがなければ荷台に積んで保管しているとのことである。

新木農業委員	保有車両が10台で、ドライバー1人となると、配布してある図面に従業員用の駐車場が7台となっているが、その辺についてはどのように考えているのか。
事務局	その点に関しては確認していない。
新木農業委員	図面のとおりのスペースがあれば、車両は十分置けそうなので大丈夫だと思う。
内田農業委員	申請番号2の雨水対策だが、対策を取らないと大雨でかなり雨水が溜まり、周囲に流れ出すことが危惧される。17年前にアスファルト舗装の駐車場に転用した場所で、農地まで雨水が流れ出したという相談を受けたことがある。本件の駐車場に対する雨水対策について伺う。
事務局	開発を伴う場合は雨水対策の基準があるが、資材置場や駐車場には基準がない中で、周辺農地への被害防除ということで話をしている。どの程度の雨量を想定した雨水対策が必要なのかということになると、基準がない中でお願い事項でしかない。本件ではL字側溝があり、雨水は側溝にも流れるが、基本は砂利敷きで、宅内処理で浸透させる計画であるということ、雨水対策についてはお願いする以上のことは言えないのが現状である。
新木農業委員	雨水抑制対策の意見があったが、ゲリラ豪雨も想定される中、周辺農地への影響もあるかと思う。2月に隣地の申請時に雨水対策ということが議論されずに、今回の申請に当たって意見を言うと、代理人が同一であるかわからないが、問題が生じかねない。開発行為ではないが、周辺の農地や住宅に影響があってもいけないので、農地で相談があった時には、お願いになってしまうかもしれないが、その際に指導していけば、こういう総会などで質問があった時にも、指導はしているが開発行為に当たっての基準が示させていないので、お願いという形で指導はしているということで、今後も対応していけばよいのではないか。
議長	本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第5号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 6 号

令和 5 年度 5 月期農用地利用集積計画の承認について

議 長

議案第 6 号について関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき一時退室を促す。

関係委員

一時退室。

議 長

担当課である農政課に説明を求めた。

農 政 課

制度について説明し、議案書を朗読した。

議 長

本件について意見を求めた。

新木農業委員

新規設定の方が、以前にも利用権設定していたと思うが、規模拡大を進めるという考えなのか。

農 政 課

基本的には規模拡大を考えており、この場所で新規に作付けをしたいという意向である。

新木農業委員

法人の利用権再設定の更新が行われず、平方地区の方で今回更新時期を迎えた地権者がかなりいると思うが、6 月の設定になると再設定ではなく、新規設定になるのか。

農 政 課

既にやっている所で継続するので、再設定という形になる。

新木農業委員

そういうことなら始期がずれるということか。

農 政 課

開始時期がずれることになる。

新木農業委員

今後も借受人の法人が地権者に個別に行ってもらえるのか、或いは地権者の方で何かしなければならぬのか。

農 政 課

書類などは全て借受人の法人に渡してあり、5 月前に 1 度、5 月に 2 度、督促の電話をしている。

新木農業委員

そこまでやっても地権者は待つ状態で、あれだけまとまった農地が、何かの行き違いで更新できないのも困る。

農 政 課

更新はする意向である。ただ、書類が間に合っていない。

新木農業委員

状況は理解した。

議 長

本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第 6 号について採決を行ったところ、

		賛成全員で承認することを宣した。
議 長		審議が終了したため、関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員の入室を促した。
関 係 委 員		関係委員入室。
議案第 7 号		
議 長		上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について 議案第 7 号について関係する新木農業委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき一時退席を促す。
新木農業委員		一時退席。
議 長		担当課である農政課に説明を求めた。
農 政 課		議案書を朗読した。事案番号 1 は農用地地域番号 A-4、地区は平方地区、所在は大字平方領々家で、地目は登記、現況ともに畑、除外の事由は自己用住宅（分家）で、事業計画者は市外の個人である。
議 長		担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告)		平方地区の國島推進委員が報告した。現地は写真にあるとおり、農地として問題ないという認識である。土地選定理由書の要点を抜粋して朗読した。
議 長		本件について意見を求めた。
市村推進委員		参考までに伺いたい。自分が自宅前の農地に分家住宅を建てる計画で申請しようとしたが、山林も持っていたため、申請を受けられなかった。今回の案件でも山林を所有しているようだが、どのような基準で今回認められているのか、農政課としての考え方を伺いたい。
農 政 課		当時の事案に関して背景・事情等は今の話の内容しかわからないが、農政課が判断する際には所有する土地が農振農用地化、それ以外にも所有地があるのかという確認をしている。山林という話が出たが、本人の土地なのか。

市村推進委員
農 政 課

本人は土地を所有していないので、私の土地である。

地目が山林であれば農振農用地からは外れた形になっていると思う。農振農用地と農振農用地以外の土地を所有していた場合、両方の土地を比較し、農用地ではない土地を優先できない理由は何かという質問をさせていただくケースがある。今回の案件に関しては、地権者が所有している農振農用地以外の土地も含めて検討しており、登記地目が雑種地の土地があるが、住宅敷地として使われており、そこへの建設は難しいことから候補から外れた。また、面積が狭く隣地を合計しても希望面積に至らない土地も除外した。他の候補地として一部は利用権が設定されて既に耕作されている土地、比較的面積の広い農地は隣地の農地と一体的に耕作されており、農政課としては農地として残す方が適切と判断した土地もある。

今回、申請者が候補地とした所有地に関しては、以上の理由から対象地として選定できなかったという説明になる。

市村推進委員

今度は三番目の土地をどうするか、農政課と相談したいと思う。分家住宅で提供した土地は山林になるが、山林でもそのような扱いになるのか。

農 政 課

通常であれば、農振農用地として使っている所の農振を外すという議論になるが、地目が山林では農振農用地から外れている。農地を守るという前提での話なので、山林を残した状態で農地を開発するとなると、優先した理由がないと農地を開発するのは難しいという案内をする可能性は高いと思う。

市村推進委員

孫の面倒を見る、親の世話をするといった理由で、大きな面積でもないので、同じレベルであれば許可されても良かったのかと感じている。

農 政 課

今回の案件で事業計画者がこの農振農用地に近い場所で山林を持っていたとすれば、山林を優先して使うよう指示したと思う。その辺で差異があったという説明になる。

市村推進委員

説明は理解した。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第7号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議 長 審議が終了したため、関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員の入室について求めた。
新木農業委員 入室。

5 報告第2号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時18分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和5年5月25日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員